

平成29年大網白里市議会第1回定例会総務常任委員会会議録

日時 平成29年3月2日（木曜日）午後1時01分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

山田繁子	委員長	佐久間久良	副委員長
森建二	委員	小倉利昭	委員
北田宏彦	委員	花澤房義	委員

出席説明員

総務課長	堀江和彦	総務課副課長	北田和之
総務課主査 兼人事班長	加藤岡裕二	総務課主査 兼行政班長	高橋和也
税務課長	板倉洋和	税務課副課長 兼資産税班長	飯高謙一
税務課主査 兼市民税班長	内山悟		
財政課長	石川普一	財政課主査 兼財政班長	森川裕之

事務局職員出席者

議会事務局長	秋本勝則	副主幹	石井繁治
書記	安井與志秀		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託）の審査について

- ・ 陳情第 1 号 構造的に欠陥機であるオスプレイの木更津駐屯地の整備基地運用に反対する意見書を政府・米軍に提出するための陳情
- ・ 陳情第 2 号 安倍内閣がオリンピックを口実に成立を目論む、組織犯罪処罰法改正法案（共謀罪）に反対する意見書提出を求める陳情

(2) 付託議案の審査について

- ・ 議案第 2 3 号 一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 2 4 号 大網白里市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 2 5 号 大網白里市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 3 0 号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度大網白里市一般会計補正予算

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（佐久間久良副委員長） 皆さん、どうもご苦労さまです。

ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1時01分）

◎委員長挨拶

○副委員長（佐久間久良副委員長） 委員長、ご挨拶をお願いします。

○委員長（山田繁子委員長） 皆様、本当にご苦労さまでございます。

ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

はじめに、午前中に引き続きまして午後、本当にお疲れでしょうけど、最後までよろしく
お願いいたします。

それでは、傍聴者、いらっしゃるようですので、傍聴の希望がありましたので、これを許
可したいと思いますので、よろしくをお願いします

◎陳情第1号 構造的に欠陥機であるオスプレイの木更津駐屯地の整備基地運用に
反対する意見書を政府・米軍に提出するための陳情

○委員長（山田繁子委員長） 傍聴者の皆様、ご苦労さまでございます。

それでは、早速、協議事項に入りたいと思います。

本日の出席委員は6名でございます。委員会条例第14条の規定による定足数に達しており
ますので、会議は成立いたします。

それでは、当常任委員会に付託となりました陳情第1号 構造的に欠陥機であるオスプ
レイの木更津駐屯地の整備基地運用に反対する意見書を政府・米軍に提出するための陳情
についての審査を行いたいと思います。

陳情書の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 私は賛成の立場から発言したいと思います。

この陳情にもあるように、オスプレイという機体は、飛行機は、欠陥機であるというふう

にアメリカ等々でも報じられておりますし、実際、昨年12月13日に沖縄で、政府発表では不時着水というような表現になっておりましたけれども、これはあくまでも機体が損壊していますし、実際ここでは米軍の兵士が1人亡くなっています。そういうことから考えても、これはもう墜落そのものではないかと。

本来であれば、墜落に対して政府は真相究明をするべきであるにもかかわらず、事件後わずか3日でオスプレイの飛行を再開いたしまして、3週間目にまた、今回の事故の原因をつくった空中給油の問題をやっていると。そして、その問題に対しても、アメリカ軍の説明をうのみにして、日本では厳しい、要するに当時、沖縄の県民が安全・安心を優先しろということも言っている、それを全く聞く耳を持たなかったという政府の態度からしても、これは到底許されるものではないと思いますし、そういうものが今度、木更津での整備拠点基地ということになりますと、米軍の所有するオスプレイのみならず、日本は今回4機、オスプレイを購入することを決めています、そういうものも含めて千葉県を飛ぶことになる。そうやってきたときに沖縄でのあの事故のようなことが起こらないとも限らないし、すごく危険な状態が続くということが言えると思います。

そういう観点からも含めて、今回、この陳情は妥当なものであるというふうに私は理解しております。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

北田委員。

○北田宏彦委員 オスプレイというものが構造的に欠陥機であるとされているんですが、具体的に記述されているようではございますけれども、私、ちょっと調べたところによりますと、これまで運用していた米軍のヘリコプターと事故の発生率は同じであるということから、とりたててこのオスプレイが、ここに記述されているように欠陥が明確になっているということではないのかなと思います。

そういう中で、不時着なのか墜落なのかしたということなんだけれども、これが沖縄の普天間であるとか市街地に墜落しなかったのはよかったのかなど。海上に回避行動をして、米軍のパイロットが1名なくなったということなんだけれども、ここに記述されている米軍の日本軍調整官が発言した言葉とかも、これらの回避行動によって市街地への墜落が避けられたということを念頭に置いてのことだと思います。

日本の今懸念されています尖閣諸島であるとか、これらの島嶼防衛においては、このオス

プレイの機動力というものが物すごい重要かつ有効であるというふうに聞いておりますことから、現段階で欠陥機であるというふうに決めつける内容でもあるし、木更津の基地での整備に反対の意見書を提出するのはいかなるものかと思ひまして、私は反対の意見であります。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

花澤委員。

○花澤房義委員 地元の木更津におかれましても、安全対策を講じるよう要望書を既に出している話も伺っておりますので、私もこの意見書提出には反対いたします。既に安全対策をしてくれと要望書を出しておりますので。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

森委員。

○森 建二委員 私も今、北田委員、花澤委員と同一でございます。

なおかつ、もしこのオスプレイではない、何か別なものという形になりますと、新たな予算をもって何がしかの機材を購入しなければならないということになってしまうと思いますので、お話をされたとおり、オスプレイだけが突出して何か事故率が高いとかということがあれば、それはそうするべきなのかなと思いますが、事実としてはそうではないわけでございますし、また新たにお金を出して国防をすすめる形になると、今逼迫した財政の中、それは我々市から言うべきことではないのかなというふうに考えております。

（「大綱でも賛成すんだな」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） ほかにありますか。

（「静かに」「静かにしてるよ」「それが静かなの。傍聴でしょう、傍聴」「しゃべっていいのは委員長だけだろ」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） 静かにしてください。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） 佐久間委員。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 先ほども述べたんですけれども、実際、昨年12月の事故に対して、原因を究明してはいないわけですし、またそういった事故が起こる可能性がかなりあるというふうに言わざるを得ないと思います。そうしたときに、例えば千葉県というところの中で起きた場合は、要するに木更津というのは東京湾に面したところ、言わざ

るとも東京湾に面したところで、東京湾は世界でも有数の船の交通量が激しいところであるところですから、そういうところに仮に落ちたとなったときに、大惨事が起こる可能性だってあるわけです。

だから、そういう意味では、オスプレイの構造的欠陥、要するにいろいろな意味での構造的欠陥だと言われている部分、例えばプロペラローターのところで、本来であればほこりが入らないように、ごみが入らないようにカバーをつけなきゃいけないんだけど、そのカバーがちゃんとせり上がっていたとか、そういう問題があるにもかかわらず、それが全く改善されていないという状況もあるわけですから、そういう意味での事故率はかなり高いというふうに言われています。ちょっと手元に資料そのものが、数字で示せないのがちょっと残念なのですが、確かに事故率は、確かにヘリコプターと比べたら高かったと私は記憶があるんですけども、今、北田委員は一緒だとかいうふうにおっしゃられましたけれども、ちょっと私もうろ覚えの中では、たしか事故率は高かったように記憶しています。飛行機全体で見ればの話なんですけれども。

そういう意味もあって、一旦事故が起こった場合は、物すごく惨事になるというのは述べたとおり。

そういう意味からも、今回はそういう構造的欠陥が改善された後、または事故の究明がされた後に、それで改めて再度検討するならともかく、今の段階では時期尚早だと、私は言わざるを得ないと思っています。

○委員長（山田繁子委員長） ほかによろしいですか、意見は。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） それでは次に、討論ですが、希望者ありますか。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 先ほども何度も申しているのですが、沖縄ではまさに1週間後には、もうまた運用が始まっていて、さらに事故の原因をつくった空中給油訓練は3週間前でも再開していると。そして、そのことについて国に説明をただしても、アメリカ軍がそう言っているから理解を示したんだというだけで、全く日本として、本来日本の国で起こった事故ですから、日本が徹底的に究明する責務があるはずなのに、アメリカの言うなりであると。

そういう言いなりの中でやっている事自身、そして沖縄の県民の声も無視する。そして、安全な千葉県においても、そういう安全が確保されるかどうかという。木更津でも、そう

いう問題があるからこそ、安全が確保されるべきだという声を出しているわけですから、そういう意味でも、今回は時期尚早、見送るべきだと、早期に導入するものではなく、徹底的に原因究明をされた後に、その後、導入も含めて木更津での整備拠点基地としてやるかどうかというのは決めるべきだというふうに思っています。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、意見が出尽くしたようですので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、お諮りいたします。

陳情第1号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山田繁子委員長） 賛成少数。よって、陳情第1号は不採択と決しました。

以上で陳情第1号の審査を終わります。

◎陳情第2号 安倍内閣がオリンピックを口実に成立を目論む、組織犯罪処罰法改正法案（共謀罪）に反対する意見書提出を求める陳情

○委員長（山田繁子委員長） それでは、次に入りたいと思います。

陳情第2号、安倍内閣がオリンピックを口実に成立を目論む、組織犯罪処罰法改正法案（共謀罪）に反対する意見書提出を求める陳情について審査を行いたいと思います。

陳情書の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。ご意見。

北田委員。

○北田宏彦委員 このことにつきましては、世界的に見まして、テロが実際発生している状況、そしてテロが東京オリンピックを契機として懸念されているということから、この組織犯罪処罰法改正法案というものが取り組まれたと思うんですが、これらをやはり対処するにあたっては、法律の範囲を拡張することによって犯罪の抑止に努めるということは、やは

り現段階で必要ではないかと私は考えます。

このことから、この陳情には反対の意見を持っております。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 今、北田委員からご指摘があったテロ対策に必要だと、それが根拠の1つ出しております。その根拠の1つに国際組織犯罪防止、要するにTOC条約締結のためという理由は政府が述べているんですが、それ自身、説得力を失っているとしています。

例えば国会の審議の中で、TOC条約のもともとの主眼は、マフィアなどによる経済犯罪を念頭にしたものであり、過去には「南野」と書いて、南野千恵子法相が、当時、2006年の、そもそもその立場から答弁しています。当時の説明でも食い違いを衆議院で追及されても、金田法相は、一切それを説明することはできなかつたと。国際条約だということで問題だから、外務省のほうで説明してくれと言われても、要するに法務大臣が過去の発言と食い違っているというふうに説明をしているんだけど、その立場に立つかどうかというふうに言われても説明できないような状況にあったとされています。

それとあと、日本にはもう既にテロ防止のための13の国際条約を締結していますし、57の重大犯罪についても未遂よりも前の段階で処罰できる国内法がもう現在あるんですね。それなのに、政府が今回持ち出した国際テロ対策の目的では全然ないということがはっきりしていると云わざるを得ません。これは、国会の討論の中でもはっきりしたことであります。

そもそもこの法案そのものは、処罰対象は確かに国際的犯罪集団に限ると説明しているんですが、その集団はテロ組織、暴力団、麻薬組織だと例を挙げている。しかし、国会での質疑の中で金田法務大臣は、それ以外のものも含まれると今回発言しています。何が共謀罪にあたるかを判断するのは、要するに犯罪にあたるのはどこが判断するかと云ったら、捜査機関だと述べているんですね。そうすると、捜査機関の恣意的な判断によって、いくらでも拡大解釈ができてしまうというのが今回の法案のすごく危険なところだと思います。

以上の観点から、この法案そのものは、まさに過去3回出てきた共謀罪ということが言えると思います。全くテロ対策とは関係のないところでの論議がされています。それ自身は、先ほども言いましたとおり、国際法上見てもテロの目的の法案ではないということがはっ

きりしていると思います。

以上の観点から、この陳情は賛成すべきものだというふうに思います。

○委員長（山田繁子委員長） ほかにどなたか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） ございませんか。

それでは、次に討論でございますが、希望者はありますか。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） まだこの法案そのものは提出されていませんが、今の案段階の中では、政府の説明の中では、対象犯罪を277に絞り込んでいるとっているんですが、犯罪事項の計画、そしてまた合意だけで処罰するもので、これはまさに要するに内心の自由だとか、憲法13条に違反する最大のものです。

そしてまた、そういうことが話し合われただけで、またこの間、つい最近の国会審議の中でも、ラインでちょこっと話した、2人で話しただけ、そうしたらラインで通っただけ、そしてあと絵のメールを送っただけであっても犯罪になってしまうんだということが浮き彫りになったわけですよ。そういう危険なもの、そして誰でもちょっとした話し合いが、まだ何もしていないのに、例えばの例なんです、ある労働組合が安倍政権打倒と叫んだとき。これ自身は、選挙を通じて民主的な方で政治を変えていくんだと主張しても、打倒というその言葉だけを捉えて、これは危険極まりない相談ということで、一気に、今まで民主団体だとか労働組合という形の中で、これはテロの捜査対象ではないということが、その言葉一つだけを捉えて、恣意的に変えられる危険性があるということなんです。それが今回の国会の中でも明らかになっているわけです。

だから、絶対にこれ自身は認めることはできない。大変危険な、国民を縛る。私たちに言わせれば、まさに戦前にあった治安維持法に近い法律だと。要するに、考えただけで、実行につながらなくても、考えただけで犯罪になってしまう。そして、それがどんどん拡大解釈されていくということが起こり得る法案だと思いますので、これは絶対に許せない。

そして、この陳情は妥当だというふうに思います。

○委員長（山田繁子委員長） ほかにご意見、ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、意見が出尽くしたようでございますので、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) それでは、お諮りいたします。

陳情第2号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成少数となりましたので、陳情第2号は不採択と決まりました。

以上で陳情第2号の審査を終わりにします。

それでは、ここで休憩といたしますので、よろしいですか。

(午後 1時25分)

(午後 1時29分)

◎議案第24号 大網白里市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長(山田繁子委員長) それでは、次に付託案件の審査を行います。

議案第24号 大網白里市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務課を入室させてください。

(税務課 入室)

○委員長(山田繁子委員長) 税務課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから当常任委員会に付託のあった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もございますので、簡潔明瞭をお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき続けて議案第24号の説明をお願いいたします。

○板倉洋和税務課長 税務課の板倉でございます。よろしく申し上げます。私の左手におりますのは副課長の飯高でございます。隣におりますのが市民税班長の内山でございます。

座らせていただきます。失礼いたします。

それでは、議案第24号の説明をさせていただきます。

議案第24号につきましては、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本改革を行うための地方税法などが改正されたことにより、大網白里市市税条例の一部を改正しようと

する条例案でございます。

大きな内容といたしましては、消費税が2年半先送りになったことに伴いまして、個人住民税に係る住宅ローン減税の適用期間も2年半先送りをすると。それと消費税が10%に上がった段階で、法人市民税が9.7%から6%に下がるという法律を2年半先送りするというものです。また、もう一つは軽自動車税、消費税10%の段階で自動車取得税を廃止するというに伴いまして、環境性能割というものが導入される予定になっておりましたが、これにつきましても、2年半先送りという形で条例改正をするものでございます。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ただいま説明がありました議案第24号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

ございますか。

北田委員。

○北田宏彦委員 第24号のいわゆる消費税が10%段階になったときと今現在とで、本市の歳入に与える影響というのはどの程度あるのか、わかれば教えていただけますか。

○委員長（山田繁子委員長） 内山班長。

○内山 悟税務課主査兼市民税班長 実際の影響額については試算はしておりませんが、まず法人住民税のほうは税率が下がりますので、先送りになることによって税額が減少するのは、それも先送りになるという形になります。軽自動車税の環境性能割の導入については、今現在は自動車取得税を都道府県が徴収してしまっていて、そのうちの一部が市のほうに交付金として来ておりますので、そちらの比較は今現在できておりませんので、今お答えすることはできません。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 1つは先ほど比較はできないと、要するに9.7%から6%下がったときにはどうなるかというのは、比較はそれもできていないということだと思うんですが、1つ確認なんですけれども、仮にこれが消費税がとりあえず今の段階では平成31年の10月に上がるとされているんですけれども、これがまたさらに先送りされた場合は、これも当然先送りされるということになるんですか。それとも。

○委員長（山田繁子委員長） 板倉課長。

○板倉洋和税務課長 それにつきましては、政府がどのように考えるかによって違ってくるか

と思いますので、市町村で判断すべき事項じゃないかと。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） ほかにないようでございますので、大丈夫ですか。ほかに質問があれば。ないですね。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、税務課の皆さん、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構です。

（税務課 退室）

◎議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第25号 大網白里市職員定数条例の一部を改正条例の制定について

◎議案第30号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（山田繁子委員長） 次に、議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 大網白里市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

総務課を入室させてください。

（総務課 入室）

○委員長（山田繁子委員長） 総務課の皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もございますので、簡潔明瞭をお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問等あった場合は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第23号、議案第25号、議案第30号の説明をお願いいたします。

○堀江和彦総務課長 それでは、職員紹介のほうさせていただきます。まず、人事班長の加藤岡です。副課長兼書記長の北田でございます。行政班長の高橋でございます。最後に私、

堀江でございます。よろしくお願いいたします。

(「委員長、すみません、マスクいいですか」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) はい、マスクね、調子悪いんですものね。はい、許可します。

○堀江和彦総務課長 では、先般お配りしてあります議案並びに説明資料に沿って説明させていただきますので、お手元のほうにご用意いただきたいと思います。

まず、議案第23号でございますが、一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容といたしましては、第5次総合計画に掲げます「未来に向けてみんなでつくろう、住みたい、住み続けたいまちづくり」の実現に向けまして、主要施策の推進や行政需要に的確に対応していくということで、組織の改正の内容の議案でございます。

主な内容といたしましては、新たに参事及び副参事といった職を設置するというものでございます。また、現行の産業振興課を再編いたしまして、農業分野、また商工観光分野の強化を図るとというのが目的でございます。

続きまして、議案第25号のほうの内容でございます。

議案第25号につきましては、大網白里市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案につきましては、市長部局における定数の改正であります。内容といたしまして、大網病院の職員の定数を107から120、プラス13の改正。それから、同じく市長部局でございますが、大網病院を除きます定数を現行の297から324のプラス27の改正をするものでございます。

それから、議案第30号でございます。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは今、国で進められています働き方改革の流れの中で、働きながら育児、介護がしやすい環境整備といった関連の政策に基づく法律改正が行われました。内容といたしましては、説明資料にもありますとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律と育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正が行われまして、まず育児休業を取得できる、この認定範囲が拡大されたということ。それから、介護休業の分割の取得が可能だと。3点目といたしましては、介護のための所定労働時間の短縮、いわゆる介護時間、無給での介護時間というものが新設となったという内容でございます。

以上が3議案の内容でございます。

○委員長(山田繁子委員長) ただいま説明がありました議案第23号、議案第25号、議案第30

号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

森委員。

○森 建二委員 23号の改正の2番の市課設置条例の一部改正について、産業振興課を農業振興課と商工観光課に分けるということで、私はすごくよろしいことだと思っています。具体的な現在の産業振興課の人数と、今度新たに2つの課に分かれた場合の人数、恐らくそれが25号に絡んでくるのかな、297から324人という形の一部に絡んでくるのかなと思うんですが、具体的に人数はどのような変更になってくるんでしょうか、お願いします。

○委員長（山田繁子委員長） はい、どうぞ。

○加藤岡裕二総務課主査兼人事班長 今、現行産業振興課でございますが、3つの班で編成されております。1つは振興班、こちらが副主幹以下7名ということです。もう一方、1つが農村整備班という班がありまして、こちらが5名体制でございます。最後に商工観光振興室、こちらがございまして、こちらが6名体制でやっております。この人数のほかに課長がございまして、今19名体制で執行している状況でございます。

新しい新設の課でございますが、まだ最終の決定はしていない状況で、今の現時点の状況ということでさせていただきます。農業振興課につきましては、3班体制を考えておりまして、農政班、農村整備班、そして農地班、こちらの3つの班の体制を考えております。農政班につきましては、現行班長プラス7、班長を含めまして7名体制でございます。農村整備班につきましては、班長以下5名、そして農地班につきましては、4名体制を考えております。そこに課長、副課長をプラスしますので、18名体制の執行の予定でございます。

続いて、商工観光課でございますが、課長以下7名で行う予定でおります。

今、先ほど農業振興課につきましては、農地班という形でお話をさせていただきましたが、農業委員会の農地班という班がございまして、そちらの班が市の職員が併任として農業委員会の事務局の業務とあわせまして、農業振興課の農地班の業務を行っていくという予定で考えております。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 森委員。

○森 建二委員 そうしますと、主にこの産業振興課が農業振興課と商工観光課になるに当たって、とり急ぎ約現時点で6名程度増えるような形になったと思いますが、25号で言いますと、197から324になる最大の要因というのは、どこの人数が増えるということになるん

でしょうか。

○委員長（山田繁子委員長） 課長。

○堀江和彦総務課長 今のご質問は、市長事務局の大網病院を除く部分ということでご回答させていただきますと思いますが、これにつきましては、先般お配りいたしました資料の中にもあるのですが、議案の説明資料の補足説明資料ということで、一応添付をさせていただいております。それがもしございましたら、そちらのほうを見ていただきますとよろしいのですが、まずここで定数条例を見直す理由の大きな要因でございますけれども、年金制度の受給年齢の引き上げ措置、つまり60歳定年で65歳からの支給というふうになっています。向こう5年間の中で、段階的に61歳で年金もらえる方、62歳でもらえる方、63歳でもらえる方、年を追うごとにだんだん受給年齢引き上がっていきますので、それが完了しますのが平成33年度です。33年度退職者は完全に65歳支給と。

国のほうの制度におきまして、その年金をもらうまでの間、いわゆる再任用制度というのが今行われております。今年度末から向こう5年間で、市長事務局で定年で退職する職員数が22名います。これは100%全員が再任用されるかというのは、ちょっとこれは最大キャパとしてはあり得ますので、そのうち6割程度が再任用になるというふうに見込んでおります。

退職する分の補充をどうするかという考え方なんですけど、再任用で残った方をそのまま職員定数としてとどめおいておけば、いわゆる新規採用職員はゼロ採用が5年間続くと。そうしますと、人事の構成上、年齢構成上不合理が出てくるということで、再任用職員の受け皿として、22名中の6割程度を見込んでおります。これが大体13名ぐらいという私どものほうは見込んでおります。

それともう一点、今後向こう5カ年の中で行われる新規事業、ただいま本市においては、駅東土地区画整理、それから金谷川であるとか、スマートインターチェンジといったインフラ整備のほうを進めておりますが、それに加えて、向こう5年間の中では増穂保育所、現行の増穂保育所に隣接する小規模保育所の定数19名で今想定しています。19名の保育所を開設するに当たりまして、これはいわゆる未満児保育を予定しておりますので、法令定数から逆算しますと、保育士と事務職も含めると、新規需要分8名程度は必要かというふうに試算をしております。

また、土木技術職のほうの問題でございますが、これも先ほど申し上げましたとおり、その22名の今後5年間の退職する中に、土木職員が含まれております。現行の現在の土木技

術職、建築技術職も含めまして、30代の職員、20代の職員が比率としては非常に少ないと。ちなみに20代が1名、30代は2名という状況です。技術職員につきましても、新陳代謝をしていくべきだろうということで、向こう5年間の中で6名程度の採用を考えております。ですから、今後5年間で退職される技術職の方たちは、再任用で残る残らないにかかわらず、新規採用職員も含めて、そのくらいのキャパは必要だろうというふうに考えております。病院を除く市長事務局におきましては、27の定数枠の増を提案させていただいております。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

花澤委員。

○花澤房義委員 一般質問で通告をしてやったのですが、時間がなくて、それでやれなかったんですけれども、これは参事といろいろ役職増やしているわけなんだけれども、行財政改革を今ずっとやっているわけでしょう。私たち創政も部制を主張しておりますので、そのへんの整合性と行財政の整合性とか、人事って本当に大変だろうと思う。人事がうまくいけば組織はフル活動するし、人事がだめだったら、その組織は動かない。本当に総務課長、人事っていうのは本当に難しいところがありますけれども、なるべく組織体系はスリムにしたほうがいいのではないかとということで、私たちは部制の導入を訴えておりますので、そのへんもぜひ。

ちょっとあれだけれども、我々議員側がどんどん席がないんですよ。議会内で。身を切る改革していますので。逆にですから、執行部側も行政側もなるべく組織が肥大化にならないように、できる限り部制の導入を進めていただければなと思います。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

ほかに。

小倉委員。

○小倉利昭委員 すみません、第23号の第1条の主幹を副参事に理事を参事にかえるということですが、業務の役目、役割的といいますか、責任的に何か変わるものが出てくるのかであるし、現在あと人数をお聞きしますが、主幹の方々が何名、理事が何名いるか、そのへんを教えてください。

それから、もう一つ、課のほうですが、産業振興課を農業振興、商工観光に分けるということですが、ちょっと質問が適切じゃないかもしれませんが、今現在の産業振興課、過去に戻って、ちょっと昔のことを思い出したんですけれども、沿革と申します

か、産業振興課が農業、産業関係だったのを担当してきたわけでしょうけれども、産業振興課の前は何課だったかな。何か農政課だったり、産業課という時代があったか、ちょっと余談かもしれませんが、ちょっとそのへんをわかる範囲で教えてください。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 総務課長。

○堀江和彦総務課長 今の小倉委員のほうからご指摘いただきましたのは、議案の説明資料に添付してあります新旧対照表の表の中で、改正前が主幹7級が主幹の職務、アンダーライン引いてあるところがございますが、改正後が副参事の職というふうになっております。基本的にこの表自体は級別基準職務表というものでございまして、それぞれの級におけます代表的な職務を記載するという表でございまして、主幹についてはなくなるというわけではございませんで、代表的な7級の職務といたしましては、課長と今までは主幹と呼んでいましたけれども、今度新たに4月からは代表的な部分は課長と副参事という名称に変えますよという記載でございます。

ご質問いただきました主幹今何名いるのかということですが、ただいま2名でございます。どちらも教育委員会。失礼しました。教育委員会に主幹が1名ですね。もう一つは室長という名前でございます。7級職ですが、どちらも。理事はただいま1名です。

それから、現産業振興課の過去の履歴というお話でございましたが、今産業振興課になる前は、農政課と商工観光課という2つが1つになって、今の産業振興課となりました。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

○副委員長（佐久間久良副委員長） いいですか。すみません。ちょっと確認なんですけれども、さっきの話なんですけれども。理事職というのは残るんですか。理事職がそれとも参事になるんですか。それをちょっと説明お願いいたします。この資料だと、理事職がそのまま参事職になっている印象を受けるんですけれども。

○委員長（山田繁子委員長） 総務課長。

○堀江和彦総務課長 理事職についてはなくなります。

○委員長（山田繁子委員長） はい。

○副委員長（佐久間久良副委員長） なくなって理事職が参事になる。そうすると、参事は1名ということですか。

○委員長（山田繁子委員長） 総務課長。

○堀江和彦総務課長 先ほど私が説明しましたのは、ご質問の回答そのものではないんですけ

れども、この級別基準職務表については代表的な職務を記載するということになっておりまして、その代表的な職務が今までは理事だったけれども4月以降は参事ですよというふうに変えます。ただ、理事につきましては職としては廃止となります。

○委員長（山田繁子委員長） 佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） そうすると、参事職というのは現在何人ぐらい想定しているんですか。それとも、まだそれは考えてないんですか。今後設置された場合。

○委員長（山田繁子委員長） 総務課長。

○堀江和彦総務課長 一応想定といたしましてですが、人事異動はこれからですけれども、当然昇格人事になりますので、内容についてはまだきちとしたことは申し上げられませんが、今ある理事が1人になっている職務をグループ化してという方向で今考えております。ですから、議会の常任委員会に合わせた形での活動を予定しております。

○副委員長（佐久間久良副委員長） わかりました。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 25についてお聞きしたいんですが、職員定数が増えること自身は私はすごく賛成はさせていただいています。ただ、要するにこの増えるのが結局は退職が伸びる分について増やただけであって、抜本的に改正にはなっていないというような気がしているんですね。というのは、今現在だけでも、確かに職員定数を現在で見れば市長部局で291名。だから、そういう意味では6人のあきがあると。今の定数が297で現在職員数というのは291ですよ、この資料を見ると。3ページを見ると。確かに、本来であればもっと必要なのかなと。例えば、前に私が一般質問の中で、堀江課長ではなかったんですが前の前の課長ですね、名前はあれですけども。もう町の中では限界だというふう一般質問で答えをされております。私にしています。そういう記憶があります。

市になったんですから、当然いろんな課が増えているわけですし、今回も含めて、ある意味1つの課を2つに分けたから1つ増えたんですよ。そうなってくると、ただ単純に退職が先延ばしになっちゃったからその部分を増やすんだというだけでは、とてもじゃないけれども市の運営そのものが、市の業務そのものが回っていかないんじゃないかなという気がしているんです。

だから、本来であれば27人、そしてまた13人。そうじゃなくてもっと抜本的に改善していく方向性のほうが必要だったんじゃないかと。それ自身が住民サービスにつながるんだと、

私はそう認識しているんですけども。その点について、課長から発言するのはなかなか難しいものがあると思うんですが。今の中で、これで十分かどうかということをお聞かせください。

○委員長（山田繁子委員長） 総務課長。

○堀江和彦総務課長 今、町時代からのお話があったんですが、一応これも補足資料ということで議案の説明資料の後についておりまして、1ページ目に職員数の推移というのが、1、職員の推移、各年度の4月1日の職員数の推移というふうになっていると思います。平成15年、16年がピークですかね。それから、いわゆる行革で職員を絞っていったと。25年に市制を迎えた。市制からは少しずつ、また職員数は業務量に応じて増やしていったということでございます。

今、佐久間委員からご指摘で、定年退職した再任用職員の枠を減らすための定数改正だけでないのかというご指摘でございますが、定年を迎えてやめられる方については、当然この計数で言う分についてはフルタイム、つまり我々と同じ常勤職員と同じ勤務体系をとった場合の計数でカウントしてございますので。ですから、職員としては蓄積された経験やノウハウをお持ちの方がそのまま残っていただけるというだけで、我々職員側としましては、業務遂行の面からすると非常に大きな戦力にはなり得るというふうに考えています。

ですから、業務に対応できなくなってしまうんじゃないかというご指摘、ご心配をいただいたようですが、それは全く逆でございます。ただそれだけでは新しい方との人事の年齢バランスがとれませんので、新規採用した方たちには教え込むというか、バトンを渡しつつ、この5年間は経過させていくと。再任用制度が完全に65歳定年になると、恐らくその後も定年を迎える方たちは、年金をもらうまでは何らかの形で残る方はいらっしゃると思いますので、そうしますと、またその段階でこの定数というのは見直さなきゃいけないだろうというふうに思っています。

ですから、再任用職員を受け入れる受け皿をつくるというのも一つ、今回の定数改正のポイントになっておりますが、それをやることで本市の今後の業務量の増大に向けては、円滑にというかスムーズに対応していけるんじゃないかというふうに考えて、提案している次第でございます。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 私のほうからすれば、もう一回もうちょっと抜本的な定

数は増やすべきだというふうなことを申し上げて、終わります。

○委員長（山田繁子委員長） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、ただいま説明のありました議案第23号、25号、議案第30号の内容について、ほかにないようでございますので、総務課の皆さん、大変ご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（総務課 退室）

◎議案第34号 平成28年度大網白里市一般会計補正予算

○委員長（山田繁子委員長） それでは、次に議案第34号 平成28年度大網白里市一般会計補正予算を議題といたします。

財政課を入室させてください。

（財政課 入室）

○委員長（山田繁子委員長） 財政課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会の担当になりました議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問等あった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第34号の説明をお願いいたします。

○石川普一財政課長 課長の石川です。財政班長の森川です。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川普一財政課長 それでは、議案第34号につきましてご説明申し上げます。

概要資料をごらんいただきたいと思います。

補正額は581万7,000円になります。

事業内容としましては、介護施設整備事業費として介護施設におきます消火設備及び防犯設備の整備に対しまして助成をしようとするものでございます。本事業は国の補正予算にかかわります事業でございまして、各施設から要望を聞き取りまして、それを国のほうに上げておりましたところ採択されましたことから、このたび予算措置させていただくものでございます。あわせて、実際の事業が翌年度にわたりますので、繰越明許費を設定させ

ていただくというものでございます。財源としては、全て国庫補助金になります。

施設の内訳等はここに記載のとおりでございまして、午前中にも申し上げましたので、ここでは若干の補足をさせていただきたいと思えます。

まず、小規模介護施設消火設備のほうですけれども、高齢者施設につきましては、消防法の施行令というものが対象になりまして、それが改正されたことによってスプリンクラーを設置する義務が発生したことによるものです。今まで、従来ですと275平方メートル延べ床の施設以上であれば、スプリンクラーというものが必要だったんですけれども、平成27年4月からの改正で、全ての高齢者施設、障害者施設やそういうものも含まれるんですけれども、スプリンクラーの設置が義務になったということになりました。そういう関係で、国のほうで補助金を用意するというところでございます。

それから、下のほうの防犯対策強化事業のほうでございまして、各施設ごとにどんなものをつけるかというものを補足させていただきます。まずなのはなですね。なのはなにつきましては防犯カメラ、これが1階と2階の両方あるんですけれども、そちらに防犯カメラを設置するのと、液晶モニターというのを設置するというところでございます。

それから、2番目のセントケアのほうですが、やはりこちらも防犯カメラをつけるものと、液晶モニターをつけるもの。それから、入り口のドアにハンズフリーシステムといいまして、タグを持っていますと自動で開錠できるというような構造の設備を設けるということだそうです。

それから、プラセル九十九里のほうですけれども、これは入り口のドアにつきまして電気錠というのをつけまして、それを制御するシステムということで、テンキーで暗証番号を入力して開錠するような、そういったシステムをつけるということだそうでございます。

以上でございます。

○委員長（山田繁子委員長） ただいま説明のありました議案第34号の内容について、ご質問等ございましたら。

北田委員。

○北田宏彦委員 今課長のほうから説明があった防犯カメラの設置についてなんだけれども、入り口の部分というか、建物の入り口部分、それとも各居室というか個室への入り口部分なんですかね。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川普一財政課長 カメラについては内部ということだと思います。1階と2階にそれぞれ

設置するということですので、内部ではないかなと思います。ちょっと細かい資料はないんですが、防犯カメラで内部を撮影するものだと思います。

ドアについては、入り口の施錠と敷地を共有させるということでございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（山田繁子委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 入り口のドアの施錠というのは、それは建物の出入り口を差しているんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川普一財政課長 そちらの出入り口のオートロックの設備をすると、そういったことです。

○委員長（山田繁子委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 そうすると、じゃあ1階と2階に防犯カメラというか、共用部分、廊下であるとか階段の上り口であるとか、そういう部分に設置するわけであって、各入居者の個室の中に設置するわけじゃないですね。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川普一財政課長 そうではないと思います。共用部分についてということ。

施設によって設備が違っていて、一番上のなのはなについては、ドアの施錠の関係ではなくてカメラが主体になります。3番目の部分は入り口ドアの施錠関係の設備というのが主になります。施設によって、どういったものをつけたいかという要望をとって、今回実施するということですので、よろしくをお願いします。

○北田宏彦委員 はい、わかりました。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

森委員。

○森 建二委員 小規模介護施設消火設備整備事業補助金の、ほっとケアハイツさんの、先ほど全協の中でスプリンクラー等というふうにおっしゃいましたが、これは部屋の中で煙が出たら、わあっと雨が降るような、そういった設備のこと。それとも何か外からでるような。中ですかね。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川普一財政課長 スプリンクラーといいますと部屋の内部です。消火設備ということになります。スプリンクラーともう一つ、そこに水を送るポンプですね。それと自動火災報知機、こういったものをセットで整備するということだそうでございます。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに、よろしいですか。

小倉委員。

○小倉利昭委員 これも全協で質問あったかもしれませんが。その補助割合について、どのぐらいですか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川普一財政課長 まず、上の消火設備のほうですけれども、3種類ありまして、スプリンクラー等設備については平米当たりの単価が決まっております、床面積に対しまして1平方メートル当たり9,260円になります。それから、消火ポンプユニットというのは、これは定額の補助になっていまして232万円。1施設当たりになります。それから、自動火災報知機が103万円になります。

それから、下のほうの防犯対策のほうは、1施設当たり事業費としては180万円が限度で、その2分の1の90万円を限度として補助するという形になります。

○小倉利昭委員 はい、ありがとうございます。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

ほかにございませんか。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） これは当然のことなのかもしれませんが、設置したときの確認。要するに設置したかどうかを確認するという作業が、これは担当課、要するに高齢者支援課か何かがあるのでしょうか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川普一財政課長 当然担当課、高齢者支援課も設置の確認はすると思いますが、消防本部でも、消火設備ですので確認をされるというふうに思います。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

○副委員長（佐久間久良副委員長） カメラなんかも、それは当然確認はするということですね。例えば、だからさっき北田委員もちょっと心配したんですけれども、要するにプライバシーの関係もあると思うので、設置場所や何か含めて、担当課が確認しているのかどうかということはあるのでしょうか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川普一財政課長 補助事業の設置物については、担当課のほうで責任を持って確認するというふうになるかと思います。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですね。

財政課の皆さん、ご苦勞さまでございました。退席していただいて結構です。

（財政課 退室）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、各議案について取りまとめに入りたいと思います。

はじめに、議案第23号について、意見及び討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、ただいまから付託議案に対する審査結果の採決を行います。

はじめに、議案第23号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山田繁子委員長） 賛成総員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第24号について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、ないようでございますので。

次に議案第24号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山田繁子委員長） 賛成総員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第25号について、意見及び討論等ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） ないようでございますので。

次に、議案第25号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山田繁子委員長） 賛成総員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第30号について、ご意見及び討論ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） ないようでございますので。

次に、議案第30号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成総員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第34号について、ご意見及び討論ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) ないようでございますので。

次に、議案第34号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成総員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情及び議案の審査を終了いたします。

その他、何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長(佐久間久良副委員長) 皆さん、どうも長い時間ご苦労さまでした。

ただいまをもちまして、総務常任委員会を終結いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時17分)